

「死を考える機会を」

一般財団法人日本尊厳死協会（東京都文京区）の岩尾総一郎理事長は12日、都内で行われた一般財団法人医療関連サービス振興会の月例セミナーにて、終末期の医療に関する事前指示を行っている国民が非常に少ないことを示し、普及・啓発の必要性を強く訴えた。



一般財団法人
日本尊厳死協会
岩尾総一郎
理事長

セミナーのテーマは「尊厳死と安楽死―世界の状況」。スイス、オランダ、ベルギー、アメリカの例から、各国の尊厳死法について紹介した。アメリカのオレゴン州の例では法制化にあたり、弱者の

抑圧（差別）、本人の意思に反する死の拡大（滑り坂論法）、親族からの圧力（虐待）の3点が懸念されていたという。しかし、実際には尊厳死の介助を要請したのは概ね白人であったこと、また、経済的にも安定し、高学歴であったことから3点の懸念については問題ないと判断され、法制化が実現された。

岩尾理事長は、このような議論や法制化の動きが日本では進展しない理由として、①医師が患者の死に積極的に関わろうとしないこと、②「生きていることこそが重要である」という国民の考えが根強いことにあると指摘した。さらに、終末期

米国の事前指示 (Advance Directive) 連邦法

1. Uniform Rights of the Terminally Ill Act (1985, 89改正)
終末期患者の権利に関する統一法
・健全な精神にある18才以上の者は延命治療の不開始、もしくは中止を指示する宣言書をいつでも作成することができる。
・宣言書に従って、また、本法に応じて行動するものの免責を規定する。

2 Patient Self-Determination Act (1990)
患者の自己決定法
・医療機関は患者に対し、入院・入所時に事前指示書を作成する権利について書面で告知する。
・患者が事前の指示書を作成したかどうかを医療記録に記載する。

3. Uniform Health-Care Decisions Act (1993)
ヘルスケア統一法
・リビング・ウィルや持続的代理権からは代行決定者がわからない場合、代行決定者となる人のリストを定める。
・そのための事前指示の書式例を示す。

出典：一般財団法人 日本尊厳死協会

ACP大切さ啓発

医療に関する事前指示 (ACP) をしている国民は全体の3・2%となっており、ドイツの12%、アメリカの15%と比較して非常に低い水準である現状を訴えた。「外国では法制化まで6〜20年かかっている。尊厳死に対する国民の理解をどこで得るかが鍵となる」と、活発な議論が必要とした。

日本尊厳死協会は終末期医療に対する事前指示の普及、生と死にまつわる啓発活動、尊厳死法制化運動などに取り組んでおり、会員数は約11万人。